

瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号 : -
- (2) 業務名 : 瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務
- (3) 業務場所 : 瀬戸内市邑久町尾張282-2 外2筆
- (4) 用途 : 事務所
(告示・平成31年国土交通省告示第98号別添二 第四号第1類とする。)
- (5) 延床面積 : 約1,190㎡程度

2. 業務の実施期間等

- (1) 設計業務 a. 業務日数 : 日
b. 履行期限 : 令和6年3月29日(金)
基本設計説明：契約成立の日から60日以内に基本設計説明書により行うものとする。
- (2) 支払年度割 令和5年度 : 100%
※本業務にはPUBDIS登録料が含まれている。

3. 適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印両方に○印が付いた場合は、共に適用する。
- (2) 各特記事項に記載の()内表示番号は、共通仕様書の該当番号を示す。

4. 設計と条件

業務内容	<p>第3次瀬戸内市総合計画に掲げる「雇用・労働環境が整ったまち」並びに第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略に掲げる「地元ではたらくことができるまち」の実現に向けて、産業分野に関連する施設を集約した“拠点”を整備する。事業者や就労者に対する一体的・複合的な支援を行うとともに、交流を通じて新たな産業と雇用を創出し、地域産業の持続的発展を図るための“拠点”施設：地域ビジネス支援センター（仮称）の基本設計を行うものである。</p> <p>なお、下記の業務は別途業務（本業務に含まない）とする。 ※別途業務 a. 敷地測量業務 b. 周辺家屋調査業務</p>
対象となる棟名等	地域ビジネス支援センター（仮称）
用途	事務所 (告示・平成31年国土交通省告示第98号別添二 第四号第1類)
施設規模・面積	延べ面積約1,190㎡程度 構造：鉄骨造 2階建（一部3階建）
必要機能	<p>・本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）を活用する予定であり、本交付金の趣旨を踏まえ、次の先導性を全て満たした施設とすること。 (※本交付金の趣旨を踏まえ効果的かつ有効な手法を提案すること)</p> <p>①自立性 ②官民協働 ③地域間連携 ④政策間連携 ⑤デジタル社会の形成への寄与 ・その他 現行法令に適合し、全ての人々が安全で快適に使用可能な建築・設備機能。</p>
法令に関する要件	1. 建築基準法並びに建築基準関係規定に適合するよう計画し設計すること。

必要諸室等に関する要件	<p>地域ビジネス支援センター（仮称）整備基本計画をもとに、事業者・就労者のワンストップ総合支援、地域産業の活力創出と人材育成、雇用と就労の機会の拡大、デジタル社会の形成への寄与、自立性と機能性の確保といった役割・機能を備えた施設の基本設計を行うものである。 なお、本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）を活用するものであり、本交付金の趣旨を踏まえながら概ね下記内容の拠点整備を行うものである。</p> <p>①集約を予定している施設 ・瀬戸内市商工会 ・ジョブスポットせとうち（ハローワーク）</p> <p>②新たに設置する施設 ・就労支援施設</p> <p>③必要諸室</p> <table border="0"> <tr> <td>*しごとづくり・イノベーション関連</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・交流ロビー</td> <td>200㎡程度</td> </tr> <tr> <td>・ワークスペース（オープン・個室）</td> <td>100㎡程度</td> </tr> <tr> <td>・ミーティングルーム×2</td> <td>計 30㎡程度</td> </tr> <tr> <td>・事務室</td> <td>70㎡程度</td> </tr> <tr> <td>*雇用・就労支援関連</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・事務室（カウンター含む）</td> <td>80㎡程度</td> </tr> <tr> <td>*産業育成・経営支援関連</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・事務室（カウンター、倉庫含む）</td> <td>220㎡程度</td> </tr> <tr> <td>・ミーティングルーム×2</td> <td>計 30㎡程度</td> </tr> <tr> <td>*貸会議室関連</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・会議室（倉庫含む）</td> <td>160㎡程度</td> </tr> <tr> <td>*共用関連</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・玄関、廊下、階段、エレベータ、トイレ（男・女・多目的）</td> <td>300㎡程度</td> </tr> <tr> <td>*屋上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・緑地、イベントスペース</td> <td>500㎡程度</td> </tr> </table> <p>④屋外施設等</p> <table border="0"> <tr> <td>・キッチンカー乗り入れスペース</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>・起業お試しスペース</td> <td>適宜</td> </tr> </table>	*しごとづくり・イノベーション関連		・交流ロビー	200㎡程度	・ワークスペース（オープン・個室）	100㎡程度	・ミーティングルーム×2	計 30㎡程度	・事務室	70㎡程度	*雇用・就労支援関連		・事務室（カウンター含む）	80㎡程度	*産業育成・経営支援関連		・事務室（カウンター、倉庫含む）	220㎡程度	・ミーティングルーム×2	計 30㎡程度	*貸会議室関連		・会議室（倉庫含む）	160㎡程度	*共用関連		・玄関、廊下、階段、エレベータ、トイレ（男・女・多目的）	300㎡程度	*屋上		・緑地、イベントスペース	500㎡程度	・キッチンカー乗り入れスペース	適宜	・起業お試しスペース	適宜
*しごとづくり・イノベーション関連																																					
・交流ロビー	200㎡程度																																				
・ワークスペース（オープン・個室）	100㎡程度																																				
・ミーティングルーム×2	計 30㎡程度																																				
・事務室	70㎡程度																																				
*雇用・就労支援関連																																					
・事務室（カウンター含む）	80㎡程度																																				
*産業育成・経営支援関連																																					
・事務室（カウンター、倉庫含む）	220㎡程度																																				
・ミーティングルーム×2	計 30㎡程度																																				
*貸会議室関連																																					
・会議室（倉庫含む）	160㎡程度																																				
*共用関連																																					
・玄関、廊下、階段、エレベータ、トイレ（男・女・多目的）	300㎡程度																																				
*屋上																																					
・緑地、イベントスペース	500㎡程度																																				
・キッチンカー乗り入れスペース	適宜																																				
・起業お試しスペース	適宜																																				
仮設等に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> 安全かつ効率的な仮設計画（足場、ストックヤード、駐車スペース、荷揚げ方法・工法等）を立案し設計すること。 周辺が住宅地であることから、日照や騒音等、利用者・周辺住民へ配慮した仮設計画等を検討し設計すること。 																																				
建築に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> 可能な限りユニバーサルデザインを取り入れること。 抗ウイルス対策となる建材等の採用を検討すること。 国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」による構造体の耐震安全性確保Ⅲ類、建築非構造部材の耐震安全性確保B類を目標とする。 																																				
設備に関する要件	<ol style="list-style-type: none"> 省エネ機器とすること。 非接触型機器・抗ウイルス対策となる機器の採用を検討すること。 ZEH対応とすること。 国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」による建築設備の耐震安全性確保乙類を目標とする。 																																				
外構に関する要件	<p>駐車台数15台（乗用車14台、障がい者用1台）を確保すること。</p>																																				
景観に関する要件	<p>瀬戸内市景観条例の基準に適合させること。</p>																																				
防災に関する要件	<p>現消防法令並びに建築基準法令に適合した建築・設備機能。</p>																																				
防犯に関する要件	<p>官庁施設の防犯に関する基準に適合させること。</p>																																				
地質に関する要件	<p>ボーリング調査等により、事業地の地質の状況の把握及び解析を行い、報告書を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土質ボーリング（ノンコアボーリング） 20m 2箇所 標準貫入試験 孔内載荷試験 スウェーデン式サウンディング 15m 2箇所 土質試験（密度、含水比、粒度、液性限界、塑性限界） 報告書作成 																																				
設計対象工事費	<p>800,000千円程度（消費税を含む）</p>																																				
経費区分	<p>公共</p>																																				
工事発注条件	<p>—</p>																																				
建設工期	<p>令和6年度～8年度（予定）</p>																																				

5. 事前調査概要

土地条件	敷地面積：約2,390㎡ 地目：田 所有：民有地（瀬戸内市商工会） 道路：県道瀬西大寺線、市道駅前中村線 現況：田（令和5年度造成予定）
敷地測量	※済
地質調査	本業務により実施
インフラ施設等	電気、上水道、LPガス
都市計画法令等の条件	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等： 区域外 用途地域： 無 防火地域等： 無 建ぺい率： - 容積率 :

6. その他留意事項

<p>※「地域ビジネス支援センター（仮称）整備基本計画」に準拠すること。 ※安全・安心を第一に、騒音・振動等、周辺住民及び利用者（市民）に配慮して設計すること。 ※安全で効率的に工事が出来る内容とすること。 ※ストックヤードを含む仮設スペース等には工夫を凝らすこと。 ※仕上材料については、維持管理の容易さ及び入居者退去時の負担軽減に十分配慮したものとすること。 ※工事費については、補助対象部分（抜取り）と市単独部分の工事費（経費を含む）の区分け作業も本業務に含む。 ※本業務には含まない別途業務の成果については、その都度情報提供するので、その成果、情報を反映した設計とすること。 ※その他</p> <p>(1) 回答書の作成・瑕疵の修補 成果品の引き渡し後、当初設計に関する疑義が生じたときは、委託者と協議し、受託者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成する。 受託者の責任により成果物に瑕疵があり、設計変更が生じたときは、受託者は無償で変更設計を行うこと。</p> <p>(2) 業務上知り得た秘密は外部に漏らさないように厳守すること。 (3) 瀬戸内市産業振興拠点施設整備推進協議会と調整を図り進めること。 (4) 業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては市と協議のうえ、誠意をもって処理すること。</p>
--

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「瀬戸内市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

委託する業務範囲は次のとおりとする。ただし、各業務の中で必要となる資料等の提供、事業課との協議・調整等は発注者が行う。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 1) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 2) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 3) 電気設備基本設計に関する標準業務
- 4) 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- | | |
|------------------------------|------------------|
| —1) 建築（総合）実施設計に関する標準業務 | —(設計意図の伝達業務を除く)— |
| —2) 建築（構造）実施設計に関する標準業務 | —(設計意図の伝達業務を除く)— |
| —3) 電気設備実施設計に関する標準業務 | —(設計意図の伝達業務を除く)— |
| —4) 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務 | —(設計意図の伝達業務を除く)— |

(2) 追加業務の内容及び範囲

※ 積算業務

- ※ 建築積算（積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ※ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ※ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

◎ 透視図作成（内観4面、外観2面、鳥瞰1面）

- ・ 確認申請等手続き業務（手数料の納付も含む。岡山県建築住宅センター申請手数料相当額を計上している。）
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- ◎ 概略工事工程表の作成
 - ・ 建築物（電気設備・機械設備含む）の現地調査に関する結果説明書の作成
 - ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。
- e. 受注者は、基本設計業務の成果を基本設計図書等にまとめ、発注者の承諾を得た上で、次の実施設計業務段階に移るものとする。

(2) 適用基準等

a. 技術・性能・仕様等適用基準

- | | |
|---------------------------|-------|
| ◎ 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械) | (最新版) |
| ◎ 建築設計基準 | (最新版) |
| ◎ 建築構造設計基準 | (最新版) |
| ◎ 建築設備計画基準 | (最新版) |
| ◎ 建築設備設計基準 | (最新版) |
| ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械) | (最新版) |
| ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | (最新版) |
| ◎ 岡山県福祉のまちづくり条例 | (最新版) |
| ◎ 瀬戸内市景観条例 | (最新版) |
| ◎ 建築工事設計図書作成基準 | (最新版) |
| ◎ 官庁施設の防犯に関する基準 | (最新版) |
| ◎ 建築設計業務等電子納品要領 | (最新版) |

- b. 積算等適用基準
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準 (最新版)
 - ◎ 公共建築数量積算基準 (最新版)
 - ◎ 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
 - ◎ 建築設備設計計算書作成の手引 (最新版)
 - ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(建築・設備) (最新版)

(3) 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- 1) 業務工程 (基本設計案及び実施設計方針の承認予定他)
- 2) 業務実施体制
- 3) 主任技術者
- 4) 照査技術者
- 5) 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
- 6) その他、監督員が必要に応じ指定する事項

(4) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- ◎ 当該敷地の開発許可申請に係る書類 ◎ 瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本計画
 - ・ 既存建築物設計図書 (建築確認申請時) 一式 ・ 建設当時の設計内訳書一式
 - ・ 既存工作物設計図書一式

b. 提供資料

- ◎ 敷地測量資料

c. 資料の貸与及び返却

貸与場所 (産業建設部産業振興課) 貸与時期 (業務着手時)
返却場所 (産業建設部産業振興課) 返却時期 (業務完了時)

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は主任技術者が必要と認めた時
- c. その他 ()

(6) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 ()
指定部分の履行期限 ()
- b. 成果物の提出場所 ()

c. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- 1) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - 2) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
- ① 写真を公表すること。
 - ② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

e. 契約金額について

次については変更の対象としないものとする。

- ① 打ち合わせの過程で生じた施設の床面積の多少の増減
- ② 土質ボーリングの掘深長の多少の増減

3. 主任技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する主任技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「主任技術者等」とは、主任技術者、照査技術者、協力者を総称していう。

(1) 主任技術者、照査技術者

主任技術者、照査技術者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。また、照査技術者については、本業務を担当する主任技術者の実務要件等において同等以上であること。

a. 資格要件

※ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。

b. 実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 資格別要件

① 一級建築士

- 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

② 設備設計一級建築士・建築設備士

- ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

3) その他

(2) 電気・機械設備の担当技術者（電気・機械設備の業務を再委託する場合を含む）

担当技術者については、以下のa、bのいずれかの要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 担当技術者の資格要件

※ 電気・機械設備担当技術者については、下記の表に○印の付いている委託内容に限る。

適用	資格区分 設計委託内容	設備設計 一級建築士	建築設備士	技術士	空調調和衛生 工学会設備士	1級電気・管工事 施工管理技士	第1・2・3種電気主任技術者
・	概ね5,000㎡以上の新築大規模建築物	○	○	×	×	×	×
・	大幅なシステム変更・特殊設備改修	○	○	○	○	×	×
●	その他の新築・改修工事等	○	○	○	○	○	○

※ 建築士法第20条の3に該当する場合は、これを順守すること。

b. 担当技術者の実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 実務経験年数

- 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

(3) 協力者【建築設計の一部を再委託する場合】

協力者については、以下のa、bのいずれかの要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

※ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または構造設計一級建築士であること。

b. 協力者の実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した経験を有すること。

2) 実務経験年数

- 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

4. 成果物及び提出部数

(1) 成果物

提出時期	提出物
基本設計 業務完了時	1. 「基本設計説明書」
	2. 「基本設計図書」
実施設計 業務完了時	1. 「実施設計説明書」
	2. 「実施設計図書関係」
	3. 「工事費関係書類」
	4. 「検討書・届出関係」
	a. 各種検討書
	b. 各種届出書

※ 「建築設計業務等電子納品要領」に基づき電子納品も合わせて行うこと。

(2) 成果物の内容

提出時期	提出物	提出部数	大きさ	備考	
基本 設計業務	「基本設計説明書」	3部	A3判		
	a. 業務体制・業務工程表				
	b. 設計条件・設計方針				
	c. 現地調査概要 (敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物 設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真)				
	d. 基本計画概要				
	e. 関係法令等への対応				
	f. 建築に対する考え方 (ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取組、県産材 使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図、机上電波障害予想図等)				
	g. 構造に対する考え方 (耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要等)				
	h. 設備に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)				
	i. 工事費概算、概略設計計算書、維持費概算				
	j. 各種検討書 (イニシャルコスト・ランニングコスト、メンテナンス、環境配慮等)				
	k. その他				
		「基本設計図書」 5. 設計図書参照	3部	A3判	(白紙)
実施 設計業務	「実施設計説明書」	3部	A3判を2つ折り	(白紙)	
	a. 設計方針				
	b. 関係法令等への対応				
	c. 建築に対する考え方				
	d. 構造に対する考え方				
	e. 設備に対する考え方				
	f. 主要設計図				
	g. その他				
		「実施設計図書関係」 5. 設計図書参照			
	a. 透視図及び写真	(内外観各1面)	1部	A3判程度	
	b. 原図		1式		CD-R
	e. 製本図面	①原図判2つ折製本 ②縮小判2つ折製本	2部 3部	原図判 A3判	
	d. CADデータ (総合実施設計図)	(※1)	2部		CD-R
	e. 工事縦覧用図面		1部	原図判	左綴り
	f. 白焼きバラ図面又は図面 データ入力CD-R	電子縦覧対象でない場合 電子縦覧対象の場合	20部程度 1部	原図判又はCD-R	CD-R(※2)
g. 工事起案用主要図面 (案内・配置・各階平面・ 立面・断面図及び住上表等、設備工事は全て)		1部	A3判	A4判折袋入	
h. 説明資料用縮小図 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び透視図(カラー))		30部程度	A4判	(白紙)	
i. 画像データ(案内図、配置図、各平面図、透視図(カラー))		1部		CD-R	

実施 設計業務	「工事費関係」					
	a. 工事費内訳書	1部	A4判			
	b. 工事費内訳計算データ	1部		CD-R		
	c. 積算算出原稿（積算数量、一位代価、見積書等）	1部	A4判		ファイル収納	
	d. 設計データ集計表	1部	A4判、A3判		データ共	
	「検討書関係」					
	a. 構造計算書	1部	A4判			
	b. 各種技術資料	1部	A4判			
	c. 打合せ記録簿	1部	A4判			
	d. 実施設計標準チェックリスト	1部	A4判			
	e. 概略工事工程表	1部	A4判、A3判			
	f. その他検討書	1部	A4判、A3判			
	「届出関係」（※該当する場合に提出すること）					
	a. 確認申請関係書類	正副各1部	A4判			
	b. 福祉のまちづくり条例関係書類	正副各1部	A4判			
	c. 防災計画書等	正副各1部	A4判			
	d. 省エネルギー関係書類（省エネルギー計画書含む）	正副各1部	A4判			
	e. 他官公署等申請・届出関係書類	正副各1部	A4判			
	f. その他届出					

※1 「実施設計図書関係」dのCADデータは、「建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成する。

提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で利用することがある。

※2 「実施設計図書関係」fの電子縦覧用の図面データ入力CD-Rは次のとおり作成する。

- ① ファイル形式は、PDF形式とし、全ての図面を一つのファイルにまとめ、CD-Rに格納すること。
- ② 格納するファイルはできる限り直接CADソフトよりPDF形式に変換すること。
- ③ 解像度は600dpiのモノクロを標準とし、用紙の設定は原図サイズとすること。
- ④ CD-R及びケースには工事名称を記載する。
- ⑤ その他不明な点がある場合は監督員の指示による。

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 上記成果品は、イーザーキャビネットA4判（ESC-101N W365*H290*D450 同等品）に納めて納入すること。

5. 設計図書

(1) 建築（総合・構造）

基本設計図書	—実施設計図書—	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
仕上表（内外主要部）	内外仕上表	
面積表	面積表及び求積図	
敷地案内図	敷地案内図	
配置図及び外構計画図	配置図	1/200～1/600
各階平面図	各階平面図	1/100～1/200
立面図	立面図	1/100～1/200
断面図	断面図	1/100～1/200
	矩計詳細図	1/20～1/30
	展開図	1/50
	天井伏図	1/100～1/200
	平面詳細図	1/20～1/30
	部分詳細図	1/20～1/30
	建具表	1/30～1/50
	外構図	1/200～1/600
基本構造図	構造図	
	i. 伏図	1/100～1/200
	ii. 軸組図	1/100～1/200
	iii. 各部断面図	1/20～1/30
	iv. ラーメン図	1/20～1/50
	v. 各部詳細図	1/20～1/30
	総合実施設計図 —(平面図、立面図、天井伏図、展開図)—	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(2) 電気設備

基本設計図書	—実施設計図書—	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	1/200～1/600
各種システム系統図	受変電設備単線結線図	
	幹線系統図	
	分電盤、動力盤、制御盤結線図	
	動力設備系統図	
	弱電設備系統図	
照明設備概要図 特殊設備概要図	受変電設備図	1/20～1/50
	自家発電設備図	1/20～1/50
	電灯設備平面図	1/100～1/200
	動力設備平面図	1/100～1/200
	照明器具姿図	
	弱電設備平面図	1/100～1/200
	弱電設備器具姿図	
	昇降機・搬送機設備図	1/50
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
その他必要な図面		

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(3) 機械（給排水衛生・空調換気）設備

基本設計図書	—実施設計図書—	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	1/200～1/600
各種システム系統図	給排水衛生系統図	
	給湯・ガス設備系統図	
	空調設備系統図	
	換気設備系統図	
	消火設備系統図	
	自動制御設備構成図	
機械室機器配置概要図 配管ダクトルート概要図	給排水衛生設備平面図	1/100～1/200
	衛生器具姿図	
	給湯・ガス設備平面図	1/100～1/200
	空調設備平面図	1/100～1/200
	換気設備平面図	1/100～1/200
	消火設備平面図	1/100～1/200
	汚水処理設備仕様図	
	自動制御機器機能表	
	自動制御設備計装図	
	自動制御設備平面図	1/100～1/200
	特殊設備平面図	
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	屋外排水設備縦断図	
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので監督員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。